

千葉県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年10月29日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	伊	藤	康	平
同	向	後	保	雄

2千総総第594号

令和2年10月21日

千葉県監査委員 大木正人
同 宮原清貴 様
同 伊藤康平
同 向後保雄

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年度監査報告第10号、平成30年度監査報告第11号、平成31年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 (1) ア 補助金の交付条件を遵守すべきもの</p> <p>公益財団法人千葉県スポーツ振興財団運営補助金交付決定通知書によると、「補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。」との交付条件が附されている。</p> <p>しかしながら、補助事業者は、市長の承認を受けることなく、遂行計画の変更に伴う経費の配分の変更を行っていた。</p> <p>補助事業者は、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>公益財団法人千葉県スポーツ協会運営補助金の補助事業の変更については、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行っている。</p>

「公益財団法人千葉県スポーツ振興財団」は、平成31年4月1日付けで千葉県体育協会と統合し、「公益財団法人千葉県スポーツ協会」に名称変更。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア ANAスカイビルサービス株式会社 (ア) 再委託の事前手続きを適正に行うべきもの</p> <p>千葉県土気あすみが丘プラザの管理に関する基本協定書第 17 条第 2 項によると、指定管理者は、あらかじめ文書による市の承諾を得て、かつ、関係法令等の許容する範囲内において管理業務の一部を再委託することができることとされている。</p> <p>しかしながら、土気あすみが丘プラザの管理業務においては、一部の業務について、あらかじめ市の承諾を得ることなく再委託が行われていた。</p> <p>指定管理者は、基本協定書に基づき再委託の事前手続きを適正に行われたい。</p>	<p>再委託の手続については、令和元年度分から千葉県土気あすみが丘プラザの管理に関する基本協定書に基づき事前手続きを適正に行っている。</p>
<p>(2) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア ANAスカイビルサービス株式会社 (イ) 事業報告書等を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉県土気あすみが丘プラザの管理に関する基本協定書第 24 条第 1 項によると、指定管理者は、毎月 10 日までに前月の管理業務に係る報告事項を記載した月次事業報告書を市に提出するものとするとしている。</p> <p>また、同条第 2 項によると、指定管理者は、毎事業年度終了後 30 日以内に、報告事項を記載した事業報告書に管理業務に係る収支決算書を添付して市に提出するものとするとしている。</p> <p>土気あすみが丘プラザの管理業務においては、帳簿突合及び指定管理者から説明聴取をしたところ、次の事例が見受けられた。</p>	<p>事業報告書等については、令和元年度分から千葉県土気あすみが丘プラザの管理に関する基本協定書に基づき適正に作成している。</p>

a 収支決算書や収支報告書では『委託費』として区分していた「保守点検業務」及び「清掃業務の一部」が、事業報告書や月次事業報告書では『修繕業務』として報告されていた。

b 事業報告書や月次事業報告書において、『事業計画で計画されていた修繕（計画修繕）』の種別が『個別修繕』として報告されていた。

c 事業報告書において報告すべき『再委託を行った業務』が報告されていなかった。

指定管理者は、事業報告書及び月次事業報告書を適正に作成されたい。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 出資団体</p> <p>ア 公益財団法人 千葉市教育振興財団</p> <p>(ア) 【団体】 予定価格を定めるべきもの</p> <p>公益財団法人千葉市教育振興財団財務規程第32条第2項によると、契約事務担当者は、概算価格20万円以上の契約の場合は予定価格を定めるとされている。</p> <p>しかしながら、支出関係書類を確認したところ、修繕や委託の契約について、契約金額が20万円以上であっても予定価格を定めていないものが散見された。</p> <p>教育振興財団は、財務規程に基づき予定価格を定められたい。</p>	<p>予定価格については、令和2年度契約分から、公益財団法人千葉市教育振興財団財務規程に基づき適正に定めている。</p>
<p>(1) 出資団体</p> <p>ア 公益財団法人 千葉市教育振興財団</p> <p>(イ) 【団体】 競争見積を実施すべきもの</p> <p>公益財団法人千葉市教育振興財団財務規程第34条第2項によると、随意契約によるうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。なお、概算価格10万円未満の契約の場合は、運用により一者での随意契約を可能としている。</p> <p>しかしながら、公民館に係る支出関係書類を確認したところ、一括発注が可能な案件であるが、一契約を10万円未満にして複数回発注している次に掲げる事例が散見された。</p> <p>a 同じ公民館で、同時期に同種の修繕が行われたが、同一業者に対し複数回に分けて発注しているもの。</p> <p>b 同じ公民館で、同時期に同種の物品を調達したが、同一業者に対し複数回に分けて発注しているもの。</p> <p>c 区内の複数の公民館で共通の委託</p>	<p>発注方法については、令和2年度契約分から、公益財団法人千葉市教育振興財団財務規程に基づき適正に実施している。</p>

<p>が行われたが、公民館ごとに同一業者に対し個別に発注しているもの。</p> <p>これらの事例については、一括発注し複数の者から見積書を徴することにより競争性が発揮されるとともに経費削減が期待できることから、教育振興財団は、発注方法を見直し財務規程に基づき競争見積を実施されたい。</p>	
<p>(3) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア 公益財団法人 千葉市教育振興財団</p> <p>(ア) 【団体】 特定建築物等の定期点検を適正に行うべきもの</p> <p>【所管部局】 定期点検の実施状況を確認するとともに指定管理者に指導すべきもの (教育委員会)</p> <p>建築基準法第12条は、建築主事を置く市町村が所有し又は管理する特定建築物及び建築物の特定建築設備等について、定期に点検を実施することを義務付けている。</p> <p>建築基準法第12条に基づく定期点検の対象館は、所管部局が作成した「千葉市公民館管理運営の基準」において、白井公民館及び打瀬公民館である旨記載されており、指定管理者が作成した「千葉市公民館の平成30年度事業計画書」でも、両館を同条に基づく定期点検の実施対象としている。</p> <p>しかしながら、指定管理者が作成した「月次事業報告書」を確認したところ、両館共にこの点検を実施していなかった。</p> <p>教育振興財団は、管理運営の基準及び事業計画に基づき定期点検を適正に行われたい。</p> <p>建築基準法第12条の点検は、多数の者が利用する用途及び規模の建築物について安全を確保するために行うものであることから、所管部局は、定期点検が適正に行われるよう</p>	<p>【団体】</p> <p>特定建築物等の定期点検については、令和2年1月以降、千葉市公民館管理運営の基準に基づき適正に行っている。</p> <p>【所管部局】</p> <p>特定建築物等の定期点検については、令和2年1月以降、月次事業報告書により実施状況を確認している。</p>

<p>「月次事業報告書」等により実施状況を確認するとともに、指定管理者に対し必要な指導を行われたい。</p>	
<p>(3) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア 公益財団法人 千葉市教育振興財団</p> <p>(イ) 【団体】再委託の手續を適正に行うべきもの</p> <p>【所管部局】基本協定書に定める手續が適正に行われるよう指定管理者に指導すべきもの(教育委員会)</p> <p>千葉市公民館の管理に関する基本協定書第17条第2項によると、指定管理者は、あらかじめ文書による市の承諾を得て再委託をすることができる。とされている。</p> <p>千葉市公民館の管理業務については、清掃業務、人的警備業務及び機械警備業務を再委託していたが、市の事前承諾を受けていなかった。</p> <p>なお、所管部局は、モニタリングにより清掃業務や警備業務の再委託が行われていることを把握していたにもかかわらず、基本協定書に基づく指導を行っていなかった。</p> <p>教育振興財団は、基本協定書に基づき再委託の手續を適正に行われたい。</p> <p>所管部局は、基本協定書に定める手續が適正に行われるよう指定管理者に対し指導されたい。</p>	<p>【所管部局】</p> <p>再委託の手續については、千葉市公民館の管理に関する基本協定書に基づき市の事前承諾を受けるよう、令和元年12月に生涯学習振興課長から公益財団法人千葉市教育振興財団に対し指導を行った。</p> <p>【団体】</p> <p>再委託の手續きについては、令和2年度から千葉市公民館の管理に関する基本協定書に基づき適正に行っている。</p>